

2024/25年度香港予算案 ハイライト(参考和訳)

2024年2月28日

ポール・チャン財政長官は、2024年2月28日、2024/25年度予算案演説を行いました。2023/24年度の財政赤字見込みは約1,016億香港ドルで、当初の見込みを約544億香港ドルを上回りました。財政準備金は2024年3月31日までに約7,332億香港ドルに減少します。

政府の歳入に関する2023/24年度の修正見積りは、主に土地プレミアムと印紙税からの収入が見積りを下回るため、当初の見積りを5,546億香港ドル下回っています。

2023/24年度の歳出修正見積りは7,279億香港ドルで、前年比で10.2%減少しました。

2024/25年度の財政赤字見込みは481億香港ドルと推定され、財政準備金も6,851億香港ドルに減少すると見込まれます。

主な施策のハイライトと税制に関する論評は以下の通りです：

主要施策

- ▶ 賃貸借物件の原状回復費用の損金算入を認める。
- ▶ 事業所得税上の工業用建物償却費及び商業用建物償却費の申告期限を撤廃する。
- ▶ 不動産投資信託(REIT)の譲渡およびオプション・マーケット・メーカーの証券販売事業に係る印紙税を免除する。
- ▶ 2024/25年度以降、給与所得税及びその他個人所得税において2段階の標準税率制度が適用される。標準税率が適用される納税者の純所得が500万香港ドルを超える場合、最初の500万香港ドルには、引き続き15%の標準税率が適用され、500万香港ドルを超える部分については、16%の標準税率が適用される。

ハイライト

- ▶ 住宅用不動産取引に係る、特別印紙税、買主印紙税及び新住宅印紙税の即時取り消し
- ▶ 2023/24年度の事業所得税、給与所得税、その他個人所得税を3,000香港ドルを上限として100%減額
- ▶ 2024/25年度第1四半期の居住用・非居住用不動産に対する不動産使用税を1,000香港ドルを上限として免除
- ▶ タバコ関税を1本当たり80セント、その他のタバコ製品の関税を同比率で即時引き上げ
- ▶ 3%ホテル宿泊税の導入
- ▶ 2024/25年度第4四半期より55万香港ドル以上の居住用物件について累進税制度を導入
- ▶ 2024年4月1日から年間商業登記費用を200香港ドル増額し、2,200香港ドルとする。商業登記税150香港ドルを2年間免除する

主要施策(続き)

- ▶ 情報・技術分野におけるより多くの特許発明を促進するため、事業所得税率5%の「パテントボックス」税制優遇措置を実施する法案を導入する。
- ▶ 2025年以降、経済協力開発機構(OECD)のグローバル最低実効税率15%を、香港の域内最低上乗せ税制を通じて、年間連結売上7.5億ユーロ以上の多国籍企業グループに適用する。
- ▶ 税優遇制度の範囲の見直し及び適格取引の種類の拡大を含め、ファミリーオフィス、ファンド、附帯権益に対する税制優遇措置を強化する。
- ▶ 船舶リース業、海上保険業、船舶代理業、船舶管理業、船舶運送業等の海運業に対する税優遇制度の更なる拡充について検討を開始する。
- ▶ 2026年3月まで電気自動車の初度登録税優遇措置は延長される一方、優遇限度額は40%減額される。「一台につき一台買い替え」スキームに基づく最大の税制優遇は172,000香港ドルに修正されるが、一般電気自家用車の優遇上限は58,500香港ドルに引き下げられる。税引前500,000香港ドルを超える電気自家用車には、いかなる優遇措置も適用されない。
- ▶ シルバー債500億香港ドル、グリーン債及びインフラ債200億香港ドルの合計700億香港ドル相当のリテール債を発行する。

BDO論評

- ▶ 政府は、今年の予算において多くの分野をカバーしており、経済不確実性の多い時期に、事業拠点としての香港の地位を高める努力を行っています。
- ▶ 税制優遇措置は、特に事業設立や投資を香港に誘致するための典型的な手段です。
我々は、香港の不動産市場のため追加的な印紙税を廃止し、資産運用のためのファンド、ファミリーオフィス及び附帯権益に関する税制優遇措置を強化し、海運業に対する既存の海運関連事業税優遇措置を強化するための検討を開始するとの発表を歓迎します。
特に、投資プラットフォームとしての香港の税制における障害を取り除くため、適格取引の種類を拡大し、付随的取引の取扱いの柔軟性を高める必要性については長年議論されてきました。香港が再び勢いを取り戻すために、ファンドや企業の香港への再移住を推進する政府の戦略と並ぶ協調的な取り組みとして、このような緩和を実現する修正法案を期待しています。
- ▶ OECDのBEPS 2.0プロジェクトの下で、年間連結売上が7.5億ユーロ以上の多国籍企業に対して最低15%の上乗せ課税を行うことは、香港にとって有望な新たな収入源となるかもしれませんが、これは2025年以降となります。香港は長年に渡り多くの困難にさらされてきました。2024年は、試練に満ちた1年ではありますが、積極さと強靭さをもって乗り越えていくでしょう。

事業所得税率	2023/24	2024/25
税率		
法人	16.5%*	変更なし
法人化されていない事業	15%*	変更なし

* 要件を満たす事業者に対しては、最初の200万香港ドルまでの課税所得につき低減税率(上記の税率の半分)を適用する

給与所得税率・人的控除・その他の控除	2023/24	2024/25
標準税率	15%	最初の500万香港ドル:15%、それ以上は16%
累進税率	最初 \$50,000 – 2%	変更なし
	次の \$50,000 – 6%	
	次の \$50,000 – 10%	
	次の \$50,000 – 14%	
	それ以上 – 17%	
人的控除**		
基礎控除	\$132,000	変更なし
配偶者控除	\$264,000	変更なし
寡婦(夫)控除	\$132,000	変更なし
障がい者控除	\$75,000	変更なし
1～9 歳(生年)の子供扶養控除	各\$260,000	変更なし
初～9 歳(その他) の子供扶養控除	各\$130,000	変更なし
父母・祖父母扶養控除		変更なし
55 – 59歳 – 基礎	\$25,000	
– 同居の場合	\$25,000	
60歳以上 – 基礎	\$50,000	
– 同居の場合	\$50,000	
扶養者が障がい者の場合の控除	\$75,000	変更なし
兄弟・姉妹扶養控除	\$37,500	変更なし
その他の控除		
指定された慈善寄付金	課税所得の 最大35%	変更なし
自己学習費用	最大 \$100,000	
住宅ローン利息(最大 20 年まで)	最大 \$100,000	変更なし***
高齢者介護費用	最大 \$100,000	変更なし
MPF 控除	最大 \$18,000	
任意で加入する要件を満たした健康保険保険料	被保険者1人当たり最大 \$8,000	
適格年金保険料と MPF の自主拠出金	最大 \$60,000	
家賃控除	最大 \$100,000	変更なし***

** 人的控除は、累進税率を適用した場合の計算にのみ適用される

*** 2023年10月25日以降に生まれた最初の子と同居する納税者は、その子供が18歳に達するまで、控除額の上限が年間10万香港ドルから12万香港ドルに引き上げられる

臨時税額控除	2023/24	2024/25
対象となる税金	給与所得税、個人事業所得税、事業所得税	給与所得税、個人事業所得税、事業所得税
減免税額	100% 減免。上限 \$6,000	100% 減免。上限 \$3,000
資産所得税	2023/24	2024/25
税率	15%	変更なし
商業登記費用	2023/24	2024/25
手数料		
本店(1年証明書)	\$2,000	\$2,200
支店(1年証明書)	\$73	変更なし
税金		
本店(1年証明書)	\$150	免除
支店(1年証明書)	\$150	免除

本稿に記載されている情報は、2024年2月28日に財政長官が発表した予算案に基づいており、法案成立前に立法院の審査を受けることになります。